

令和6年度

手賀沼農地防災事業
環境モニタリング調査業務

特 別 仕 様 書

関東農政局手賀沼農地防災事業所

第1章 総則

手賀沼農地防災事業 環境モニタリング調査業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 業務概要

1. 目的

本業務は、国営手賀沼土地改良事業において施工する工事实施による生態系への影響及び環境配慮対策の結果が想定どおり効果を発揮しているかについて評価を行うため、施工中や施工後において継続的にモニタリングを実施する必要があることから、モニタリング調査を実施するものである。

2. 業務場所

本業務の施行場所は、国営手賀沼土地改良事業の実施地区内であり、別添図面に示すとおりである。

3. 土地への立入り等

作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第 1-16 条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等を行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

4. 一般事項

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

(1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。

(2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有したものとする。

(3) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

5. 管理技術者

(1) 管理技術者は、共通仕様書第 1-6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に該当する技術部門等は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村環境 環境－自然環境保全
	農業	農業土木、農業農村工学、 農村環境、農村地域・資源計画
	環境	自然環境保全
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	
博士	農学	

6. 担当技術者

担当技術者は、共通仕様書第 1-8 条によるものとする。

7. 配置技術者の確認

共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。

(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

8. 保険加入

受注者は、共通仕様書第1－37 条に記載されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第3章 作業条件

1. 参考図書

本業務の参考図書は、共通仕様書第 2-1 条によるほか次表によるものとする。

図書の名称	発行所	発行年月
国営土地改理事業地区における「環境との調和への配慮に関する計画」の作成について	農村振興局企画部長、整備部長	平成 19 年 2 月
環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き(1～3)	食料・農業・農村政策審議会農業振興分科会農業農村整備部会技術小委員会	平成 16 年 5 月
農業農村整備事業における生態系配慮の技術指針	(社)農業土木学会	平成 18 年 5 月
環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針	農林水産省農村振興局	平成 27 年 5 月
水田生態系の保全に視点をおいた整備技術の解説書	農林水産省農村振興局	平成 23 年 3 月
猛禽類保護の進め方	環境省自然環境局野生生物課	平成8年8月
猛禽類保護の進め方(改訂版)	環境省自然環境局野生生物課	平成 24 年 12 月

2. 貸与資料

貸与資料は下記のとおりとし、これ以外にも必要な資料があるときは監督職員と協議するものとする。

資 料 名	数 量
平成 28 年度 国営土地改良事業地区調査 手賀沼地区環境配慮計画作成業務 報告書	1 式
平成 29 年度 国営土地改良事業地区調査 手賀沼地区環境配慮計画作成業務 報告書	1 式
平成 30 年度 国営土地改良事業地区調査 手賀沼地区環境配慮計画作成業務 報告書	1 式
平成 31 年度 全体実施設計手賀沼地区 手賀沼地区環境モニタリング調査業務 報告書	1 式
令和2年度 全体実施設計手賀沼地区 手賀沼地区下手賀沼環境モニタリング業務 報告書	1 式
令和3年度 手賀沼農地防災事業 環境調査検討業務	1 式
令和4年度 手賀沼農地防災事業 環境モニタリング調査等業務	1 式
手賀沼地区環境配慮計画（令和元年度版）	1 式

3. 貸与資料の取扱い

上記1、2 に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- （1）貸与資料は原則として複写転載を禁ずると共に、その取扱いは十分留意しなければならない。
- （2）貸与資料の使用に当たっては、その適用について監督職員の指示を受けるものとする。
- （3）使用する図書及び貸与資料の記載事項で相互に矛盾がある場合や、解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議する。

4. 関連業務

本業務と関連する主な業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にし、互いに協調の図られた業務成果としなければならない。

業 務 名	業務実施予定期間
手賀沼農地防災事業 泉揚水機場他実施設計業務	令和6年3月～ 令和7年3月

第4章 業務内容

1. 作業内容

本業務における作業項目及び数量は、別添1「作業項目内訳表」に示すとおりである。

2. 作業の留意点

業務の実施にあたって、特に留意する点は次のとおりとする。

- (1) 第3章 1、2 に示す参考図書、貸与資料並びに受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (2) 作業に当たっては、監督職員及び関係機関と連絡調整を密に行い、作業の円滑な推進に努めることとする。

3. 打合せ

共通仕様書第1-10 条による打ち合わせについては、主として次の段階で行うものとする。なお、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

(1) 打合せ時期

初 回 作業着手段階

第2回 中間打合せ

最終回 成果とりまとめ段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当者は、業務打ち合わせ記録簿を作成し、上記の打ち合わせの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。その際、管理技術者は、共通仕様書第 1-11 条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

4. 打合せ方法及び場所

方法:原則、対面による。

場所:関東農政局手賀沼農地防災事業所

なお、Web 会議方式によることも可能とする。

5. 成果物等

成果物を共通仕様書第1-17 条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

(1) 成果物の電子媒体(CD-R 若しくは DVD-R) 正副2部

このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体(CD-R 若しくは DVD-R)により別途1部を提出するものとする。

(2) 成果物の出力 1部(電子媒体の出力、市販ファイル綴りで可)

なお、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力は不要である。

6. 成果品の提出先

成果物の提出先は以下のとおりとする。

(1) 千葉県印西市木下東 2-4-1 関東農政局手賀沼農地防災事業所

7. 情報共有システムの活用

(1) 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。

(2) 情報共有システムは、「工事及び業務の情報共有システム活用要領(農林水産省 Web サイト参照)」によるものとする。

(3) 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。

第5章 契約変更

業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第4章に示す「作業内容」に変更が生じた場合。
- (2) 第4章に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- (3) 第4章に示す「成果物等」に変更が生じた場合。
- (4) 履行期間の変更が生じた場合。
- (5) その他重要な変更が生じた場合。

第6章 定めなき事項

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

手賀沼農地防災事業 環境モニタリング調査業務

〔 作 業 項 目 内 訳 表 〕

作 業 項 目	作 業 内 容	作業量・調査場所	調査時期・頻度	備 考
1. 準備作業				
1－1. 現地踏査	揚水機場等予定地及び周辺の現地踏査を行い、揚水機場等予定地の概要等を取りまとめる。	1式	－	
1－2. 資料の検討	作業実施に先立ち、生物調査等の資料の収集及び貸与資料の内容の把握を行い、作業及び調査計画を樹立する。	1式	－	
2. モニタリング調査(猛禽類)				
2－1. モニタリング調査	・調査場所において過年度に確認した営巣地周辺において、対象種の生息、営巣の確認を行い、目視、双眼鏡、鳴き声の聞き取り等により確認した個体を記録する。 ・対象種については、確認位置及び飛翔状況を調査すると共に、営巣に支障を来さない範囲で撮影を行う。	泉吐水槽 1か所	令和6年4月～8月に毎月1回ずつ 令和7年1月～3月に毎月1回ずつ (1回当たり2地点で2日間)	延べ調査度数※ ・32度数
		小森吐水槽 1か所	令和6年4月～8月に毎月1回ずつ (1回当たり2地点で2日間)	延べ調査度数※ ・20度数
2－2. 調査結果整理	調査のデータを整理し、図面を作成する。	1式	－	
2－3. メッシュ解析	モニタリング調査については、対象種が確認された場合、メッシュ図を作成して内部構造を解析した上で、「営巣中心域」及び重要な採食地を含む「高利用域」を特定する。	1式	－	
3. 点検とりまとめ	各作業項目の成果物の点検、とりまとめ及び報告書の作成を行う。	1式	－	

※延べ調査度数は、各月の実施日数×地点数の総計とする。
※2－3. メッシュ解析は「猛禽類保護の進め方(改訂版)」(平成24年12月 環境省自然環境局野生生物課発行)に基づき、とりまとめるものとするが、旧版(平成8年8月)によることも可能とする。